

会議の名称	全 員 協 議 会	開催月日・令和4年12月1日 開会時間・午前・午後11時20分 閉会時間・午前・午後11時42分
出席者	南谷 清司 柴田 喜朗 粟津 明 毛利 廣次 後藤 國弘 原 一郎 川柳 雅裕 安井 智子 野口 佳宏 南谷 佳寛 豊島 保夫 藤川 貴雄 山田 紘治 花村 隆 糟谷 玲子 星野 明 近藤 伸二	
欠席者	堀 隆和	
オブザーバー		
傍聴者	中日新聞記者	
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	協議事項 羽島市議会の個人情報の保護に関する条例について	

【開会 = 午前 11 時 20 分】

南谷佳寛議長

ただいまから全員協議会を開催いたします。堀議員からは欠席の連絡を受けております。

会議に先立ち、報道機関などから傍聴の申し出がございましたが、これを許可してよろしいですか。

(異議なし)

南谷佳寛議長

では傍聴を許可いたします。

羽島市議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、10月7日に開催いたしました全員協議会におきまして、令和5年4月の施行に向け、整備していくことを説明いたしました。その後、全国市議会議長会からの例をもとに、執行部などとの連絡調整の結果により、条例の素案を取りまとめ、お手元にお配りさせていただいております。主な概要と今後の予定など、事務局から説明願います。

議会事務局長

それでは、羽島市議会の個人情報の保護に関する条例につきまして、お手元の要綱をご覧ください。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布による個人情報保護法の改正で、これまで事業所や自治体ごとにルールを持って行っておりました個人情報の保護を法を根拠に一元的に行うこととなりました。しかしながら、改正法においては行政機関等の定義から議会を除くところから、羽島市議会として条例の整備が必要となっているところであります。この関係につきましては、全国市議会議長会が総務省などとの協議により、条例の例を作成し、送付されてきております。これをもち、現在市が条例で行っている内容との整合など、執行部との調整、賞罰規定の関係で検察庁協議を行い、素案として取りまとめさせていただきました。羽島市として整合を図った内容については、第25条において、開示決定までの期間について、現行と同じく14日として執行部と合わせることにいたしました。また、第30条において、公開手数料は現行と同じく徴収しないこととしました。第45条において、行う審査会への諮問について、市議会において附属機関を設けることができないことから、市が設置する個人情報保護審査会に諮問することができるよう、執行部との調整を行いました。今後の進め方につきましては、別紙にお配りしてあります通り、条例案として取りまとめさせていただきます。

<p>南谷佳寛議長</p>	<p>したら、パブリックコメントを令和5年2月までをめぐりに行っていただき、3月定例会で発議していただくことになるものと考えておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p>今後、皆さんからのご意見をお聞きし、原案として取りまとめ、議会運営委員会におきまして、発議を含め、所要の整備を進めていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>続いて、昨日ご案内がありました羽島市記者クラブから、来年の市議会議員選挙用の顔写真の撮影の申し出がありました。期日は12月13日火曜日の一般質問終了後に行いたいとのことです。撮影は出馬予定の議員を対象に、本庁舎3階記者クラブ室で行います。なお、服装については、スーツ、男性はネクタイ着用でお願いします。また、同封されておりました調査票についても撮影日に記者クラブへ提出をお願いいたします。</p>
<p>藤川議員</p>	<p>私ども手元の方に羽島市議会の個人情報の保護に関する条例の案が示されておりまして、先ほど局長の説明で25条の方で、この開示決定の期限が市に合わせた内容で、開示請求は14日以内にするという、合わせるという説明があったと思うんですけども、今配られました羽島市議会の個人情報の保護に関する条例案の14ページの25条を見ますと、30日以内にしなければならないと書いてありまして、ここの部分がこの30日で合っているのかというところ、今の局長の説明とどう違うのかというところをちょっとご説明お願いできますでしょうか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>申し訳ありません、議長会から示された案では、30日、いわゆる上限、最長ということで示してきておりますので、ちょっと調整中のところで14日に修正する途中でしたので、申し訳ありませんが、そういうことでご理解をお願いしたいと思います。修正するというので、14日でございます。</p>
<p>藤川議員</p>	<p>そうしましたら、おそらく他の部分も、直っていない部分があるのでは、多分議長会から出たその案そのままという可能性がありまして、他のところもまだ修正の箇所があるかと思うんですけども、そのあたりを見直していただいて、改めて私どもにその羽島市議会版のこの条例の案を早めにお示しというか、お配りいただけたらと思いますが、</p>

<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>今日お配りさせていただきましたのは、経過だけお話させていただきますと、4月に全国市議会議長会から例を示していただいて、それをもとに、一応、ほぼこの案で羽島市議会版のものという形で素案として確定できるような形で総務部のいわゆる事前審査も大筋のところでは完了している段階になります。今の14日のところとか、細かいところ、細部のところは若干最終調整する部分があるかと思いますが、ほぼこの形で素案になるということでご理解いただけるとありがたいと思います。</p>
<p>藤川議員</p>	<p>ほぼこの形で素案になるという話ですけれども、執行部の方の羽島市個人情報保護に関する法律施行条例、これは国のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴うものであって、おそらくそれを受けて羽島市議会も同じように、この法律に基づいてこの条例案の素案を今考えている、検討されているところだと思うんですが、法律に基づく話であれば、例えば運用状況の公表ですとか、あるいは審査会への諮問ですとか、そういった部分も必要になってくるんじゃないかと考えますけれども、そのあたりも含めてこの素案策定を検討されているという、そういうご理解でよろしいでしょうか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>運用状況の公表についてと、審査会の諮問についても、こちらは載せさせていただきます。審査会の諮問は45条、それともう一つ、運用状況の公表については、51条というところになってまいりますのでよろしく願いします。</p>
<p>藤川議員</p>	<p>ありがとうございます。ちょっとごめんなさい、見たばかりであれだったんですけど、市の条例といろいろ違っておりましたので、これは羽島市議会版のということで確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
<p>川柳議員</p>	<p>たくさんのページがありまして、全部目を通してやっていこうと思ったんですけど、例えばもう少し新旧対照表みたいなものとか、どこがどういうふうに違ったかとか、今までこうやってきたことが、何が変わってという具体例をちょっと示していただかないと本当に難しいですよ。それかどこか議会改革だとか特別のプロジェクトチームと</p>

<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>かタスクフォースを作って、これ専門の何かチームを作って審議したものをまた全協にかけてもらうというのも手かなと思うくらい、これは重要なものであって、急ぐものではないと思います。以上です。</p> <p>急ぐ部分で言いますと申し訳ないんですが、国の方が施行されるのがちょうど来年の4月1日からこれが完全施行されます。その時点で市の個人情報保護条例が廃止されます。ちょっと逆説的な言い方になりますが、私どもの現在の個人情報保護に関しましては、市の個人情報保護条例を準用する形をとっておりまして、仮に4月の時点で条例が制定されないとなりますと、羽島市議会に関しましては、個人情報の保護に関するルールがないということになってしまいます。そういう一元化した法適用をしようという流れの中で、4月1日ということは国から示されたという部分と、市議会を含む議会に関しては独自に条例を置かないといけない事情の中で、一応ある程度標準的な例に従った作り方で、一応、新たな法が標準装備するところのものは最低限満たしましょうというラインで今そこを目途に作業を進めておりますので、そういう各種の事情をお含みおきいただけるとありがたいと思います。</p>
<p>南谷清司議員</p>	<p>この個人情報保護条例の対象になるような個人情報は羽島市議会に何がありますか。</p>
<p>議会総務課課長 補佐</p>	<p>現在の議員の皆さん、OB、あるいは請願だとか陳情をいただいた請願者、陳情者。あとは傍聴券に名前、住所を記載していただいておりますので、そういった住所、氏名を書いていただいた方、議会ですれだけあるかということ、限られた、執行部ほどの膨大な量はないと考えられております。</p>
<p>南谷清司議員</p>	<p>私達議員の人事管理上のデータは対象外ですもんね当然。それはいいとして、それ以外はそれだけしかないということですよ。だから一般市民といえば、傍聴に来た人の書いた住所、氏名。それは多分一定期間で廃棄してしまうだろうから、その程度の個人情報しかないという、そういう認識ですよ。ありがとうございます。</p>
<p>近藤議員</p>	<p>先般議長にですね、会合の時にお願いしていた件ですけど、まだ未だにレターケースに入っていないので、再度確認いたしますが、令和4年10月28日付で株式会社中</p>

日岐阜サービスセンターに羽島市長とそれから県会議員の藤本県議、それから羽島市議会議長南谷という連名です。新聞折込の広告についてということで文書を出されています。それで、その中でですね、私は現物持っておりませんので、先日その現物をですね、先般の会議では議長が単独でその文書にサインされて出されたということでしたので、ぜひ現物をですね、コピーして、我々議員に配っていただきたいということで、そのときにレターケースに入れておくということでお返事をいただきました。先ほどレターケースを見てもまだ入っていませんので、再度お願いしますが、その文章の中ですね、一方的な折り込みの内容でですね、一方的な主張が述べられておるとか、それから事前運動に類するのではないかと、そういった文章が書かれておりますが、まず現物をですね、その折込広告会社にですね、送られた文書をですね、早急に私どもの手元にですね、配布していただきたいことと、それから手元に入ったらですね、会派代表者会議で、その内容が正しいか正しくないか、そういった折込センターにですね、言論の自由を抑え込むと思われるような行動がなされたということは議会人として大変残念であります。それで、特に全議員に了解なしで、議長単独で、先般もそういうことをやられたということでしたので、ぜひとも、この文書をですね、早急に私ども議員に配布していただくよう強く要望しておきます。以上です。どうですか議長。

南谷佳寛議長

3人の連名で出しましたので、2人の方に今了解をとっておりますので、了解を取れ次第、ボックスに入れさせていただきます。

近藤議員

10日以内にお願ひできますか。簡単でしょ。今日でも確認できるでしょ。

藤川議員

議長が了解をとると言っているの、いつ取れるかあれですけど、取って出してもらえばいいんですけど、今近藤議員のお話を整理しますと、これ元々11月18日の全員協議会で近藤議員から出たお話で、ある方からそういう情報提供があって、こういうことがあるんじゃないかという情報提供のもとに今問題提起をされておるわけですけど、先ほど近藤議員のお話によりますと、どうも文書は出されたようであると、そしてその文書の現物を持っておられないとおっしゃられておまして、私どもそれ見てない、見たことない、近藤議員も当然持ってない以上は見てないで

すよね。である状況ですので、まずは現物を見ないと何も話ができないというのがあります。今の近藤議員の発言の中で、言論の自由を抑え込む行動がなされたのは非常に残念であると断定されて、それが事実であると断定されてお話になられていますけど、まだこれ推測の段階で、あったかどうかその文書の確認もしていない状態でそこまで言い切るのはいかがなものかと思imasuので、そのあたりについては、近藤議員も今どういう段階であるかという中でご発言をいただけたらと思imasuし、問題としているのが、この議長の肩書き使用についての話ではなかったかと思うんですけども、それについても、その肩書き使用が何に基づいてだめだとおっしゃっているのか、結局内容だと思imasuですね、その辺りも確認しないことには何も言えない。だからまずそこからすよね、その前にいろんなことを断定されて言われるのは違いますよね、だから現物見ながらやりましょうよという話なんです。現物が出てくる前で、文書の中に一方的な主張が述べられているとか、言論の自由を押さえ込むような行動がなされたのは非常に残念だとか、まだ見てないですよねという話をしているところです。見てから話しましょうよと私は言っているんです。

南谷佳寛議長

それでは終わります。

【閉会 = 午前 1 1 時 4 2 分】